

中小企業者の方へ

技能講習・安全衛生教育

半額助成

市では、第五次大竹市総合計画（わがまちプラン）、大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた産業振興等を促進するため、中小企業者の従業員の方が技能講習・安全衛生教育を受講した費用の半額を助成する制度です。次の要件に該当する中小企業者の方は、是非、ご利用ください。なお、詳しくは、市産業振興課までお問い合わせください。

【1】助成対象者

市内で建設業・製造業・電気・ガス・熱供給・水道業・専門・技術サービス業を主として営む中小企業者（大企業者が経営に参画している中小企業者を除く。）

※市税等を滞納していない中小企業者に限ります。

【2】対象技能講習

平成30年4月1日～平成31年3月31日の技能講習修了日（修了証交付日）の技能講習等（裏面）

【3】受講機関

都道府県労働局の登録教習機関

【4】助成金額

受講料（教材費込み）の半額（1,000円未満切捨） 限度額：一中小企業者あたり年間20万円

例）フォークリフト運転技能講習会を1名が受講した場合

27,000円（受講料）＋1,620円（教材費）＝28,620円（受講費）

28,620円×1/2＝14,310円（1,000円未満切捨） 助成金額14,000円

【5】助成金申込方法

講習会受講後、交付申請書兼実績報告書、技能講習修了証、領収書の写し、その他必要書類を添えて、平成31年3月29日（金）までに市産業振興課へ提出してください。

なお、助成金の交付申請を先着順に受け付けるものとし、当該申請に係る助成金の額が予算の範囲を超えると認めるときは、申請を受け付けない場合があります。

※交付申請書兼実績報告書等は、大竹市ホームページに掲載しています。

■対象技能講習

- (1) 木材加工用機械作業主任者技能講習
- (2) プレス機械作業主任者技能講習
- (3) 乾燥設備作業主任者技能講習
- (4) コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- (5) 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- (6) ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- (7) ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- (8) 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- (9) 足場の組立て等作業主任者技能講習
- (10) 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- (11) 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- (12) コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- (13) コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- (14) 採石のための掘削作業主任者技能講習
- (15) はい作業主任者技能講習
- (16) 船内荷役作業主任者技能講習
- (17) 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- (18) 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- (19) 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- (20) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- (21) 鉛作業主任者技能講習
- (22) 有機溶剤作業主任者技能講習
- (23) 石綿作業主任者技能講習
- (24) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- (25) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- (26) 床上操作式クレーン運転技能講習
- (27) 小型移動式クレーン運転技能講習
- (28) ガス溶接技能講習
- (29) フォークリフト運転技能講習
- (30) ショベルローダー等運転技能講習
- (31) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- (32) 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- (33) 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- (34) 不整地運搬車運転技能講習
- (35) 高所作業車運転技能講習
- (36) 玉掛け技能講習
- (37) ボイラー取扱技能講習
- (38) 安全衛生推進者養成講習
- (39) 衛生推進者養成講習
- (40) 安全管理者選任時研修
- (41) 職長等教育
- (42) 職長・安全衛生責任者教育

【問い合わせ先】

〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号

電話番号 0827-59-2131 F A X 0827-57-7130 総務部 産業振興課 商工振興係